

令和 7 年 滑川町農業委員会 第 7 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 7 年 7 月 15 日（火）			
開 会		令和 7 年 7 月 28 日（月） 午後 4 時 20 分			
閉 会		令和 7 年 7 月 28 日（月） 午後 4 時 45 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員（14 名中 14 名出席、0 名欠席）					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	石 川 光 男	出 席
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋 藤 美 津 子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員（9 名中 8 名出席、1 名欠席）					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	欠 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員		9 番	能 見 義 夫	10 番	田 幡 只 夫

第 7 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 26 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 27 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、こんにちは。令和7年第7回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席者はおりません。最初に北堀会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 令和7年第7回の総会にお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。最近では北海道まで暑さが広がっており、クーラーは要らない状況でしたが、クーラーの需要が増え、それに携わる工事関係者も少なく引っ張りだこだという事です。熱中症も増え、お亡くなりになるお年寄りも増えているようです。また、この暑さにより、作物にも影響が出てくるのではないかと思います。これから生姜が出来て、北見の玉ねぎも被害が出る話が出ています。また高温で田んぼの水が熱くなり、稲の高温障害が出そうですし、カメムシも昨年より多いという話も聞いております。みなさまも委員活動や畑仕事などに十分注意して過ごしていただけたらと思います。それでは、本日提案された議案の慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさせて、いただきます。ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和7年滑川町農業委員会第7回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中8名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業

委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号9番能見義夫委員、議席番号10番田幡只夫委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2、議案第26号「農地法第3条について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第26号「農地法第3条(委員会)について」、申請件数は2件合計1655.75㎡になります。それでは申請番号1です。議案書の1頁、資料は、議案第26号資料1になります。それではご説明致します。申請地は、大字○○○字○○○×××番×××、畑、農業振興地域外の農地、5.75㎡になります。譲渡人は、○○○市○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は、○○○市大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模については、議案書のとおりです。申請事由ですが、耕作規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会が許可、不許可を決めることになり、同条2項に該当するときは、許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になります。○○○市に農地があるため、○○○市の農業委員会に照会を行い、7月8日付けで所有している農地3,353㎡について、やむを得ない理由により一部不耕作地である土地を除き、問題なく耕作していると回答がありました。

なお、申請地について、町産業振興課より地域計画に支障がないことを確認しております。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

2 番 4 班班長 2 番飯塚です。現地調査の結果について、報告いたします。7 月 23 日水曜日、午前 8 時より、4 班、農業委員 4 名、農地利用最適化推進委員 2 名で現地調査を行いました。詳細については、大嶋委員に説明をお願いします。

5 番 4 班 5 番大嶋剛です。班長がおっしゃったとおり 7 月 23 日午前 8 時より、現地調査を行いました。申請場所は、〇〇〇から北に向い、信号を右折し、町道×××号線を×××m 位進み南に右折し×××m 位進んだ左側の土地です。本件申請地は、平成 21 年に〇〇〇×××番×××を分筆し 851 m²を宅地開発し、〇〇〇×××番×××、5.75 m²は事情があり残したものです。理由書がありますので読み上げさせていただきます。理由書、申請地、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目、畑、面積 5.75 m²。〇〇〇×××番×××、畑、857 m²は、平成 21 年 12 月□□□氏より購入する。〇〇〇×××番×××を分筆し、851 m²は宅地開発する。〇〇〇×××番×××、5.75 m²は事情により現在も□□□氏名義です。先日□□□さんより、16 年経過し現在は〇〇〇市に住んでおり、仕事も忙しく自分では耕作、保全管理も難しいため〇〇〇×××番×××、□□□氏より購入していただきたいという連絡がありました。わたくしも将来のことを考え息子と相談したら、息子も農地として引き継ぐとの事で購入することにいたしました。また、南の〇〇〇×××番×××、□□□氏の土地も一緒に購入しようと思い某不動産業者に依頼しましたが難しいとの事でした。現在、自宅の敷地内で野菜を作っておりますが本件許可後そちらへも拡張して野菜を作りたいと思います。いろいろ事例もあると思いますが面積も少なくお互いに困っていることでもありますので承認していただきたく申請します。□□□

氏は、〇〇〇市に農地を所有しているため、〇〇〇農業委員会に耕作農地等の情報の報告書を依頼した結果、遊休農地等がありで報告されました。この申請場所は狭い土地で幅が約 30 cm で作付け予定であるトマト、きゅうり、ナスを耕作するには隣地並びに道路にはみ出して、影響を及ぼす可能性があり耕作には適さないため疑問が残るため保留にしたい。以上です。

議 長 他にはございますか。

推進委員 はい。〇〇〇推進委員の□□□です。現地調査を行った結果、申請地は幅約 0.3m、長さ約 19.1m と非常に狭く野菜によっては隣地や道路にはみ出したり倒れたりする可能性があるため申請の野菜作りの拡張には不向きだと思います。本申請に関する意見は以上です。

議 長 それでは、議案第 26 号番号 1 については保留とのご意見が出ていますが他に何かご意見、ご質問ございますか。それではないようですので、保留に賛成の方の挙手をお願いします。

(多数の挙手あり)

議 長 賛成多数ですので、議案第 26 号番号 1 については、保留と決定いたします。以上で議案第 26 号番号 1 は終了します。

事務局 それでは、事務局からですが議案第 26 号番号 1 については、保留ということで決定しましたので、今回、疑義が生じた内容について譲受人である□□□様に聞き取りを行いまして、内容を精査し、次回の 8 月の総会で再度審議という形でよろしいでしょうか。

(委員より了承される)

議 長 それでは議案第 26 号番号 2 を事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 です。資料は、議案第 26 号資料 2 になります。それではご説明致します。申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、747 m²。同じく×××番×××、畑、農業振興地域内の農地、903 m²の 2 筆になります。譲渡人は、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模に

については、議案書のとおりです。申請事由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関する判断基準は、番号1と同様です。また、耕作農地については、〇〇〇町に借入地があるため、〇〇〇町農業委員会に照会を行い、5月7日付けで所有・耕作している農地1,376㎡について、全て問題なく耕作していると回答がありました。なお、申請地について町産業振興課より地域計画に支障がないことを確認しております。ご審議のほど宜しくお願い致します

議長 ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

9 番 3班班長9番能見です。現地調査の結果につきまして、現地調査の報告をいたします。7月24日木曜日午前8時からと、7月27日午前7時30分より3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を実施いたしました。なお詳細については、石川委員に説明をお願いします。

11 番 はい。11番石川光男です。7月24日木曜日午前8時より、3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を行いました。申請地の場所は、〇〇〇を右折し、〇〇〇交差点を左折し、〇〇〇線を×××km位行き、左折して〇〇〇線を右折したところの両はたに申請地2筆があります。〇〇〇字〇〇〇×××番×××は、□□□氏が所有する山林と町道に接しております。〇〇〇字〇〇〇×××番×××は〇〇〇線と町道と水路に接しております。境界については、一部確認出来ませんでした。〇〇〇字〇〇〇×××番×××は、菊芋が作付けされ、〇〇〇字〇〇〇×××番×××は、サツマイモ、ベリー、菊芋等が作付けされていきました。理由書が添付されていますので朗読したいと思います。理由書、□□□さんの荒れた農地を復活させる話しをし、一年作業をしたところ、□□□さんは自分では今後できないとのこと。私の方でも〇〇〇地区に農地を求めていたこともあり売買の話

が成立し、今後も〇〇〇地内に集中して、紹介もお願いして、今回の申請になったわけです。令和7年7月7日〇〇〇市〇〇〇××番地×××、□□□。□□□さんの母親□□□さんに申請事由の確認をしましたところ4、5年前から農地の管理をお願いすることになったとの事でした。その後事務局の権田さんと申請者の□□□さんで境界を確認したとのことでしたので、3班4名で7月27日午前7時30分再度現地調査をしたところ、境界については特に問題は無いことを確認しました。以上の理由から本申請はやむを得ないものと判断しました。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 他にはございますか。

推進委員 3班〇〇〇地区推進委員の□□□です。7月24日、27日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名、計4名で現地調査を行いましたところ、適正に耕作されており、問題はありません。以上です。

議 長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第26号番号2については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第26号番号2については、許可することに決定いたします。以上で議案第26号は終了します。

議 長 日程第3議案第27号、「農地法第3条の3について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第27号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」を説明いたします。届出案件は2件になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報

告となります。議案書の2頁、番号1、資料は議案第27号資料1-①になります。番号2については、議案第27号資料2-①になります。それでは、番号1より説明します。所在地は、大字〇〇〇×××番×××、畑、858㎡になります。位置については資料のとおりとなります。届出者ですが〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による所有権取得によるものです。受理状況は備考のとおりです。続きまして番号2、所在地は大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、347㎡、他26筆になります。位置については資料のとおりとなります。届出者ですが〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による所有権取得によるものです。斡旋の希望は、有りとなっておりますので、担い手等のお話がありましたら事務局まで情報をお寄せください。受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは議案第27号の質疑を終了いたします。日程第3は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和7年第7回総会は、閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 お暑い中慎重審議ありがとうございました。以上を持ちまして

令和7年第7回総会は、閉会いたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和7年8月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 能 見 義 夫

署名委員 田 幡 只 夫